

ディスクロージャー誌 平成30年4月

DISCLOSURE 2018

～JA八千代市の現況～



八千代市農業協同組合

はじめに

JA 八千代市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE2018～JA 八千代市の現況～」を作成いたしました。

皆様が当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひ一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 4 月 八千代市農業協同組合

沿革

JA 八千代市は昭和 40 年に旧大和田町・睦・阿蘇の 3 農協が合併し、八千代町中央農協として誕生。その後大和田西部農協を吸収、千葉地区サービスステーション（農機具・水道 SS）の事業譲渡を受け、昭和 42 年の市制施行に伴い八千代市農業協同組合と名称変更をしました。平成 4 年には農協の愛称を CI の一環で全国統一の JA と改め JA 八千代市としました。

発足以来 52 年間八千代市内を営業区域として、組合員及び地域住民の皆様にとりと潤いを与えられる「親しまれる JA」を目指し事業展開をし、ご利用者の皆様と共に歩んで参りました。



JA 八千代市のプロフィール

- 設立 昭和 40 年 5 月
- 本店所在地 八千代市大和田新田 640-1
- 出資金 7.6 億円
- 総資産 651 億円
- 単体自己資本比率 14.12%
- 組合員数 4,109 名 / 1,581 名（正組合員） 2,528 名（准組合員）
- 役員数 26 名 / 4 名（常勤） 22 名（非常勤）
- 職員数 / 78 名（正職員） 8 名（嘱託） 18 名（パート）
- 支店 5 支店（本店・睦・阿蘇・勝田台・大和田）

目 次

ごあいさつ	
1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（平成 29 年度）	2～3
5. 農業振興活動	4～7
6. 地域貢献情報	8～10
7. リスク管理の状況	11～18
8. 自己資本の状況	19
9. 主な事業の内容	20～25
10. 経営資料	26～80
I 決算の状況	26～50
1. 貸借対照表	26
2. 損益計算書	27
3. キャッシュ・フロー計算書	28～29
4. 注記表	30～46
5. 剰余金処分計算書	47
6. 部門別損益計算書	48～49
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	50
II 損益の状況	51～53
1. 最近の 5 事業年度の主要な経営指標	51
2. 利益総括表	52
3. 資金運用収支の内訳	52
4. 受取・支払利息の増減額	53
III 事業の概況	54～66
1. 信用事業	54～63
(1) 貯金に関する指標	54
(2) 貸出金等に関する指標	54～60
(3) 内国為替取扱実績	60
(4) 有価証券に関する指標	60～61
(5) 有価証券等の時価情報等	61～63
2. 共済取扱実績	64～65
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	64
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	64
(3) 介護共済の介護共済金額保有高	64
(4) 年金共済の年金保有高	65
(5) 短期共済新契約高	65
3. 農業関連事業取扱実績	66～67
(1) 買取購買品取扱実績	66

(2)	受託販売品取扱実績	66
(3)	保管事業取扱実績	67
(4)	指導事業取扱実績	67
(5)	資産管理事業取扱実績	67
IV	経営諸指標	68
1.	利益率	68
2.	貯貸率・貯証率	68
V	自己資本の充実の状況	69～81
1.	自己資本の構成に関する事項	69～70
2.	自己資本の充実度に関する事項	71～72
3.	信用リスクに関する事項	73～76
4.	信用リスク削減手法に関する事項	77～78
5.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	78
7.	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	79～80
8.	金利リスクに関する事項	81
1 1.	JAの概要	82～87
I.	機構図	82
II.	役員構成（役員一覧）	83
III.	組合員数	83
IV.	組合員組織の状況	84
V.	特定信用事業代理業者の状況	84
VI.	地区一覧	85
VII.	沿革・あゆみ	86
VIII.	店舗等のご案内	87

ごあいさつ



八千代市農業協同組合
代表理事組合長

藤代 清文

平素は、JA 八千代市に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当JA では、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、皆様の一層のご理解を深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営内容などについて、利用者の皆様のために分かり易くディスクロージャー誌を作成いたしました。

さて、農業・JA を取り巻く環境は、先行きが不透明な貿易交渉や農業政策の大きな転換、農業者の高齢化による担い手不足、出口の見えないマイナス金利政策等、依然厳しい環境下におかれております。

平成 29 年度は、第 52 回通常総会でご承認をいただきました『中期 3 か年経営計画』の取り組み 2 年度目と、『第 2 次農業振興計画』の最終年度となり、農業所得増大へ向けた取り組みを強化するとともに、地域の活性化に向けた活動の展開と、組合員・地域の皆様の信頼に応えるべく、経営基盤の維持・強化の確立に注力して参りました。

平成 30 年度は、『中期 3 か年経営計画』の最終年度であり、『第 3 次農業振興計画』の初年度となります。当JA では、引き続き、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての JA」のスローガンを基に、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標に掲げ、自己改革の取り組みを実践して参ります。

本年も組合員・地域の皆様の信頼に応えるべく、経営基盤の維持・強化、信頼され、愛される JA を目指して役職員共々取り組んで参りますので、尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

平成 30 年 4 月

1. 経営理念

- ・JA 八千代市は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- ・JA 八千代市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ・JA 八千代市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

・農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。JA には、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当 JA は、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

・組合員と消費者の満足度向上

JA は日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当 JA は、JA が提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

・信頼と期待に応える経営

JA は組合員・地域利用者から顧客満足度の向上と安全性が求められています。当 JA は、「農業・地域に貢献できる質の高いサービス」と「強靱な経営体質」「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

・中期3か年計画について

JA を取り巻く環境は、改正農協法の施行や農業改革関連法案が国会内で審議されるなど大きな変動期にあたっております。そのような中、第36回 JA 千葉県大会において「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての JA～更なる安全・安心・信頼への挑戦～」のスローガンを基に「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」への挑戦、「地域の活性化」への貢献、「自己改革の実践を支える JA の経営基盤」の確立に向けた仕組みづくりが決議されたことを受け、当 JA は組合員・地域住民に「信頼され、支持され、必要とされ、愛される JA」、「将来においても揺るぐことのない安心・安全な経営」を目指した事業展開を進めるため、中期3か年計画（平成28年～30年）を策定し、実践しています。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（平成 29 年度）

平成 29 年度の経済情勢は、米国を中心に欧州、中国と世界経済の回復基調が強まる中で、株価も世界的に好調を続け、とくに日本の株価は年末から年明けにかけて 26 年ぶりの最高値を更新しました。日本経済は、世界経済の回復に支えられ輸出が回復したことで、企業業績の回復や製造業の生産活動の回復をもたらした。景気回復期間が戦後で一番長い『いざなぎ景気』に次ぐ長さとなる一方で、内需の主力である個人消費と設備投資の回復力は弱く勢いがみられていない状況です。個人消費は人手不足にもかかわらず、賃金上昇率が弱いため回復に力強さを欠き、設備投資も緩やかに回復しているとはいえ本格回復とは言い難い。こうした中、安倍政権の経済政策のひとつでもある所得拡大促進税制強化と日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策継続が、経済・物価・金融情勢にどう影響していくか注目していきます。

農業分野では、2 月～7 月まで天候不順の影響で降水量が少なく日照時間は多い状況でした。6 月は空梅雨の影響で野菜は生育不良のため減収となりました。8 月は 40 年ぶりに観測史上最も月間日照時間が少なく梅雨が逆戻りしたような天候となり、青果物全般において前年を下回る出荷量となりましたが、価格は前年を上回りました。

本県の米については、田植後の天候に恵まれましたが、出穂期以降の日照不足の影響から登熟不良になり収量減少の要因となりました。作況指数は 100 の「平年並み」となり、米価も当 JA では、コシヒカリ 1 等で 14,000 円でした。

そのような中で、「中期 3 年経営計画」で掲げました「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」、「自己改革の実践を支える JA の経営基盤の確立」に取り組み事業展開を進めた結果、収支面では税引前当期利益 133,991 千円となり、未処分剰余金も 242,574 千円を挙げることが出来ました。財務状況については、内部留保に努めるとともに適切なリスクコントロールに努めてきた結果、BIS 基準（バーゼルⅢ）による自己資本比率は 14.12%となり BIS 及び JA バンク基準の 8%を大きく上回ることが出来ました。

経営管理面では、JA として社会的責任を果たすため、内部統制機能の根幹となる事務の堅確性を定着させるため、信用事業担当者と監査室で支店巡回による事務管理態勢の充実に取り組み、事務リスク管理規程の遵守、ALM 委員会の機能充実、内部監査体制の強化やリスク管理態勢の向上、不祥事を起こさないけん制機能と法令遵守態勢の確立に努めて参りました。また、組合員・利用者の皆様の期待に応える知識・技能を備えた職員の育成を目指し、各研修会への参加を促し、資格・検定取得に取り組みました。

主な事業活動と成果については以下の通りです。

① 信用事業

貯金につきましては、昨年の定期貯金キャンペーンなどにより、総貯金は前年対比 102.2%となり、貸出金は賃貸住宅建設資金及び事業性資金等の落ち込みと、他行借換による流出で前年対比 96.2%、貯貸率は 47.4%となりました。

② 共済事業

複合渉外職員が中心となり、あんしんチェックキャンペーンを展開し、組合員・利用者との繋がりを強化しながら、保障ニーズに応えた普及活動に取り組みました。長期共済保有高は前年対比 100.8%、推進総合ポイント 369 万点を挙げ前年対比 137.6%となり、県下で一番初めに目標達成いたしました。

共済の新規契約高等については、以下の通りです。

<新契約高等>

満期（終身）共済金額合計	3,582,171 千円
保障共済金額合計	17,305,389 千円
新規共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	250 人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	133 人
年金共済	52 人

共済の保有高等については、以下の通りとなります。

<保有高等>

満期（終身）共済金額合計	31,249,265 千円	（対前年比 104.6%）
保障共済金額合計	138,978,056 千円	（対前年比 100.8%）
医療系共済 入院共済金額合計	7,045 千円	（対前年比 104.2%）
介護系共済 介護共済金額合計	882,796 千円	（対前年比 114.6%）
年金共済 年金年額合計	646,833 千円	（対前年比 105.5%）
自動車共済 共済掛金合計	90,660 千円	（対前年比 103.5%）
共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	5,315 人	
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	3,792 人	
年金共済	838 人	

③ 営農指導事業

本年度は第2次農業振興計画最終年度として、八千代市農業の持続的発展を目指し、個撰出荷ニンジン、ネギ出荷箱をノンステابل化等によって農作業の効率化及び労働負担の軽減を図れるよう提案・実施して参りました。後継者対策として婚活事業「農婚」に取り組み男女各9名で実施しました。

また、グリーンハウス生産者を集め目合わせを行い荷姿の再統一を図り直売所の品質向上を行いました。

④ 販売事業

本年度は4月、5月の干ばつによるニンジンの肥大不良で減収となり、販売高は約97,000千円で前年より3,600千円の減少でした。一方、ネギについては出荷直前の10月に2度の台風により、大きな被害を受けました。回復に1か月以上を要したため出荷時期が後退したものの価格は上昇しました。加えてネギ共撰指定市場を増やしたことにより販売価格のけん制機能を強化しました。

グリーンハウス直売部門の販売においては、ふれあい市場を8回、専門部会による即売会が7回、その他イベントが3回と生産者と消費者のふれあい型販売に重点を置いて販売拡大を目指して参りましたが、平成29年の販売高は602,000千円で、前年対比94.8%となりました。

⑤ 購買事業

農機の取扱高は前年対比122.7%と大きく増加しましたが、生活関連等の伸び悩みにより取扱高全体では前年対比で95.5%となりました。

⑥ 資産管理事業

都市型農業地域における組合員からの多様な各種相談に応え、事業目標において賃貸住宅等取扱実績が143.6%、仲介業務取扱実績では249.5%となりました。

5. 農業振興活動

<夏の感謝祭、秋の収穫祭開催>

J A八千代市では、昨年度も農産物直売所グリーンハウス主催で「夏の感謝祭」と「秋の収穫祭」を開催しました。夏の感謝祭・秋の収穫祭ともに旬の新鮮農産物に多くの方が興味を示し、同J A青年部、女性部、フレッシュミズ、生産部会などによる模擬店も大いに賑わいを見せました。更に、J A職員による新たな体験型イベントとして夏はトウモロコシ、秋はダイコンと収穫体験を行いました。子どもから大人まで参加し、地元産農産物や農業への関心を高めてもらうことが出来ました。今回のお祭りでも、多くの生産者と消費者の貴重な交流の機会となりました。



▲夏、秋とたくさんの方の来場者が訪れ、活気に満ちたお祭りとなりました。

＜地場農産物共進会で意欲向上、

販売促進PRで消費者との交流を＞

八千代市内の生産者で組織する園芸協会は、消費者に向けた地場農産物の販売促進を行ったり、組織の中でより優れた品を決めるために共進会（コンテスト）を開催し、自分達が大事に育てた農産物を出品しています。

生産者自らが販売促進を行うことによって消費者との直接的な交流の機会となり、相互的な理解や関心が高まります。また、共進会は生産者同士が切磋琢磨し意欲の向上を目指しています。今年度行われた第37回農産物共進会（秋の収穫祭会場にて開催）では、昨年同様共進会終了後、出品された農産物が販売されました。会場には、八千代市産選りすぐりの新鮮農産物を求め、たくさんの消費者が訪れました。



▲共進会で技術の向上。生産者自慢の農産物が並び、意欲を高めます。
販売促進では消費者との交流を図りました。各会場は大いに賑わい、
八千代市産の農産物のPRを積極的に行いました。

1. 自己改革への取り組み

(1) 農業所得の増大

●販売の増加

農産物の直接販売は、農業者の所得増大に直結することから、2月からグリーンハウスではポイントカードを導入し顧客単価の増額を図りました。JAカードが直売所で使用可能になるのと同時に消費者の利用促進による販売増加を目指します。

また、やっちドレッシングや産地ブランド化に取り組む枝豆の新規販売先へのアプローチと営業力を強化しました。今後も、量販店や市場の情報を収集し、営農指導員との連携を図りながら販路の拡大に取り組みます。



やっちドレッシングの販売

●信用事業で「農」をサポート

「JAカードの普及拡大」を目指し4月から直売所でJAカードを使用すると5%割引となるサービスが全国で始まりました。2月のイベントではJA職員が特別ブースを設けて普及推進を行い、当日申し込むとイチゴ1パックプレゼントの特典を付け、地産地消をPRし生産者の販売意欲の促進を図りました。



J Aカード普及キャンペーン

(2) 農業生産の拡大

●担い手支援

農業従事者の減少や後継者不足が深刻化する中、担い手の育成・支援に取り組みました。

- ☆農機具等購入支援事業（3件）
- ☆新規親元就農応援事業（5名）
- ☆担い手婚活支援事業



担い手婚活支援事業

(3) 地域の活性化

●「食と農」でつながりづくり

TAC(※)担当者は地域農業の担い手に日々出向き、その担い手の声・要望を持ち帰り、JAの事業改善につなげています。

准組合員のJA利用促進と地域住民へ農協の理解促進を深めるため、様々な交流の場を設けました。

☆農産物収穫体験

☆市内イベントでの出前授業

☆グリーンハウスの夏・秋の祭り

軽トラ市、農機経済コラボイベント等



軽トラ市

※「地域農業の担い手」に日々出向き、その「担い手」の声・要望を収集してJAにつなぐ活動を行うJA担当者のこと。

2. 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

当JAでは、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業メインバンクの機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業融資については、各関係機関や指導販売課・経済課・農機センターと連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業制度金融を活用し資金供給の取り組みを行っております。また、アグリマイティーマネージメント資金、農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っております。また、農業者への経営改善相談・支援等の態勢として、農業者の農業技術・生産向上に向けた相談体制、各種農業関連資格、農業融資資格の取得者増強に努めています。

6. 地域貢献情報

JA 八千代市は、八千代市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となつて、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 JA の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 JA では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 JA は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 59,613,867 千円

(2) 貯金商品

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、一般的な貯金商品の他、特別金利キャンペーン定期貯金や公的年金を当 JA でお受け取りの方を対象とした特別金利定期貯金等をご利用いただいております。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高	28,282,365 千円
組合員等	26,681,375 千円
地方公共団体等	1,013,990 千円
その他	587,000 千円

(2) 制度融資取扱い状況

株式会社日本政策金融公庫の農業融資や国の教育ローン、住宅金融支援機構の取扱いもしております。

- ・農業近代化資金
- ・農業改良資金
- ・フラット35の取り次ぎ など

(3) 融資商品

組合員をはじめ、地域にお住まいの方々の暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できるよう、様々な融資商品をご用意しております。

- ・住宅ローン、無担保住宅借換ローン、リフォームローン
- ・アグリマイティーマネー資金、JA 農機ハウスローン
- ・マイカーローン、教育ローン等の目的型ローン及びフリーローン ほか

3. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項

●学校給食への地元農産物供給及び食育活動

市内の生産者から集荷した地元の農産物を学校給食へ供給しています。

また、生産者自らが小学校へ出向き、食べるまでにこの農産物が誰によってどのように育てられて運ばれているかなどを説明します。これにより、おいしい野菜を作ろうと努力している生産者の取り組みや、食べ物を粗末にはいけないなどの食育活動を行政等と協力し行っています。

●各種農業関連イベントや地域行事への参加及び協賛・後援

市内農業・農産物のPRや、消費者と交流を図るため、市内外で開催されるさまざまなイベント等に参加しています。生産者自らが自分で作った農産物の直売や、地場農産物を使った食べ物の販売をしています。

また、八千代市活性化への貢献という意味から市内で開催されるさまざまなイベントへの協賛、後援などの形で支援を行っています。



指導販売課職員は、11月9日に八千代市民カレッジセミナー「ふれあい大学 第23期OB会」から依頼を受け「おいしい野菜の選び方講座」を行いました。

●税務・法律・年金相談会及び税務確定申告のとりまとめ

組合員・利用者へのサービスの一環として、毎週火曜日に顧問税理士による税務相談会や、毎月、第1・3水曜日に弁護士による法律相談会を行っています。また、毎年2月頃の確定申告のとりまとめ、年金相談会も行っています。

●街頭交通遺児募金活動等のボランティア活動

交通遺児の救済や交通安全思想の普及・啓蒙活動として、「JA共済交通遺児育英資金募金運動」に取り組んでいます。平成29年度は9月21日から10月20日まで実施しました。店舗窓口へ募金箱を設置するとともに、10月20日に、当JA職員がJR千葉駅前で街頭募金活動を行い、同駅利用者などに募金の協力を呼び掛けました。お預かりした募金は、JA共済連千葉を通じて千葉県交通安全対策推進委員会へ贈り、交通遺児援護世帯を激励する見舞金や勉学奨励金などに役立てられています。

●人間ドック・定期健康診断等の開催

毎年、当JA管内の組合員向けに健康診断を行っています。また、巡回人間ドックでは共済億友会会員への助成など、健康診断受診促進に取り組んでいます。

●低料金による会議室貸出

農業関係をはじめとする団体の研修会等で、会議室を貸出しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

●年金友の会

当 JA で公的年金の受取口座を指定していただいている方に年金友の会への加入促進を図っています。年金友の会では、年 3 回のグラウンドゴルフ大会参加無料、親睦旅行優待、定期貯金の金利上乘せなどの特典を付けています。

●共済億友会（親睦旅行、人間ドック等）

共済億友会では、親睦旅行や巡回人間ドックの助成を行っています。人間ドックの助成により、利用者の健康促進を図っています。

●JA 祭り等の開催による生産者と消費者の交流

毎年開催している JA 祭りを通して、消費者に生産者・JA の取り組みを知ってもらい、また足を運んでいただけるよう、直売所のリピーター獲得・拡大のための取り組みを行っています。

(3) 情報提供活動

●機関誌の発行

組合員・地域・JA をつなぐコミュニケーションツールとして、組合員向け広報誌「グリーン」を年 4 回、地域コミュニティー紙「JAN²（じゃんじゃん）」を年 2 回発行しています。



グリーン

JAN²（じゃんじゃん）

7. リスク管理の状況

● リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、債券等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

*ALM 委員会：組合長、専務理事、常務理事、参事、監査室長、総務部長、金融部長、総務課長、企画管理課長等で構成する。組合長・担当理事が招集し、原則四半期に一回開催する。（必要に応じて随時開催）

●法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

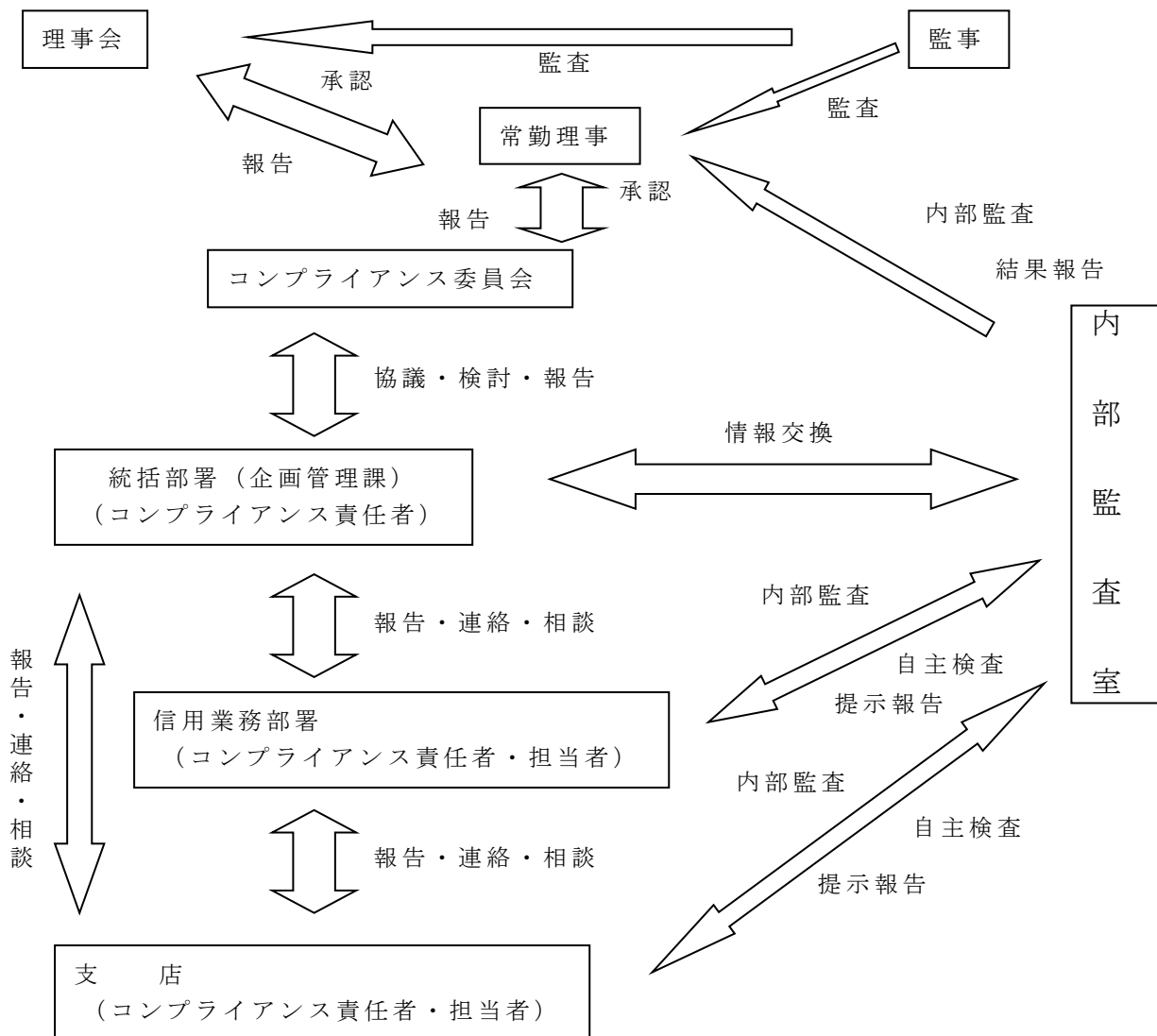
〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

《コンプライアンス態勢イメージ》



●内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA 本店・支店のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 8時30分～17時 金融機関の休業日を除く）

金融課（電話：047-459-8124）

共済課（電話：047-459-8120）

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または千葉県 JA バンク相談所（電話：043-243-0011）にお申し出ください。お客様は JA バンク相談所を通じて弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

（財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

（財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

上記以外の連絡先については、①の窓口または J A 共済相談受付センター（電話：0120-536-093（土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く月～金 9時～17時））にお問い合わせください。

●反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 JA は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当 JA は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 JA の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当 JA は、反社会勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当 JA は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当 JA は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当 JA は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当 JA は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

●金融商品の勧誘方針

当 JA は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるように努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

●個人情報保護方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当 JA は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 JA は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●情報セキュリティ基本方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、JA 内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当 JA は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、JA 全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●利益相反管理方針

当 JA は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化さ

れた取引に該当するか確認します。

- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA 等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、適切なリスクコントロールに努めた結果、平成 29 年 12 月末における自己資本比率は、14.12%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の出資金によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	八千代市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	765 百万円（前年度 766 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適切なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、24 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

平成 29 年度末の出資金額は、対前年度比百万円減の 765 百万円となっています。

9. 主な事業の内容

□ 営農・生活・相談事業

当JAでは、誰でも気軽に利用できるサービスを事業の一環として行っています。組合員の営農・生活指導はもとより、法律・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

□ 経済事業

経済事業は、農家から消費者へ新鮮な農産物を安い価格で届ける「販売事業」と、生活に必要な物資を組織的にまとめて購入する「購買事業」の二つから成り立っており、消費者に幅広く優良商品を提供しています。

また、同様に農家に対して農業生産に必要な資材を提供しています。

平成15年度からは販売事業の一環として農産物直売所「グリーンハウス」をオープンさせ、地場産の新鮮な野菜等を地域住民へ提供しています。本店の他に勝田台店舗のグリーンハウスも好評です。

□ 共済事業

共済事業は、生命保険・損害保険兼営の協同組合保険であり、組合員・地域住民を不慮の災害から守り、その家族の暮らしを守ることを最大の目的とし、生命・建物・火災・自動車共済等割安な掛金で大きな保障を実現しています。

□ 宅地等供給事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設等を行っています。

□ 葬祭事業

組合員及び地域住民に対し、葬儀や法事等の仏事を安心して執り行えるように、相談やプラン設計、施行までを行っています。

□ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA八千代市・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用になれます。

■ 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。また、地方公共団体などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さら

に、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

■ 為替業務

全国の JA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■ サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯 金

種 類	期 間	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	「受け取る、支払う、貯める、借りる」が1つの口座で全てOK。
普 通 貯 金	出し入れ自由	公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取が可能。
スーパー貯蓄貯金	出し入れ自由	普通貯金同様な気軽さで有利に増やせ、額に応じて金利シフト
期日指定定期	最長3年据置 1年	一年経過後1ヶ月前までに好きな満期日を指定
スーパー定期	1,3,6ヶ月 1,2,3,4,5年	期間1ヵ月から5年までビジョンに合わせて大きく確実にふやす定期貯金。
大口定期貯金	1,3,6ヶ月 1,2,3,4,5年	1,000万円以上の資金を有効に運用したい方に、有利で確実な「自由金利型定期貯金」をおすすめ。土地・株式の売却代金、納税資金、事業資金、退職金などの運用に。
変動金利定期	単利型2年・3年 複利型3年	6ヵ月ごとに、金利情勢に応じて途中で金利が変動します。
定 期 積 金	6ヵ月以上 10年以下	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金。積み立て期間は自由に選べます。
当 座 貯 金	出し入れ自由	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に最適。
納税準備貯金	入金自由	税金納付の為の貯金でお引き出しは原則として納税時のみで、引き出しは非課税。
通 知 貯 金	据置7日	7日以上短期運用に最適です。預け入れ金額は5万円以上でお引きだしは2日前までに連絡要。
決済用貯金	出し入れ自由	無利息、要求払い、決済サービス、貯金保険制度により全額保護されます。

《振込・送金手数料》

種別	利用区分		当 組 合		県内系統宛	県外系統宛	他金融機関宛	
			自店舗宛	他店舗宛				
振込 手数料	窓 口	電信扱い	3万円未満	0円	0円	216円	216円	540円
			3万円以上	0円	0円	432円	432円	756円
		文書扱い	3万円未満	—	—	216円	216円	432円
			3万円以上	—	—	432円	432円	648円
	ATM	キャッシュカード扱い	3万円未満	0円	0円	108円	108円	216円
			3万円以上	0円	0円	216円	216円	432円
	ネットバンク		3万円未満	0円	0円	108円	108円	216円
			3万円以上	0円	0円	216円	216円	432円
	アンサーサービス		利用手数料	1,080円				
	送金手数料		普通扱	432円	432円	432円	648円	648円

※ 定時定額振替手数料は、「窓口ご利用」の場合の「電信扱」と同額とします。

※ 現金、または千葉県内のJA以外のキャッシュカードによるお振込はできません。

《ATM利用手数料①》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日 12月31日
	8時45分まで	8時45分以降 18時まで	18時以降	14時まで	14時以降	
自農協内	0円	0円	0円	0円	0円	0円
県内ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
	受入	0円	0円	0円	0円	0円
全国ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
	受入	0円	0円	0円	0円	0円
農協ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
業態間提携	支払	216円	108円	216円	216円	216円
三菱UFJ提携	支払	108円	0円	108円	108円	108円
郵貯提携	支払	108円	108円	108円	108円	108円
	受入	108円	108円	108円	108円	108円

《ATM利用手数料②》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日 9時以降 17時まで
	8時以降 8時45分まで	8時45分以降 18時まで	18時以降 21時まで	9時以降 14時まで	14時以降 17時まで	
セブン銀行	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円
イーネットATM	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円
ローソンATM	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円

※ 当JAのATM稼働時間外は、お取引できません。

※ イーネットATMはファミリーマート・スリーエフ・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。

※ コンビニエンスストア(ファミリーマート、ローソン等)の一部の店舗においては、ATMが設置、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等がございます。

《手形・小切手帳等代金》

当座小切手	1冊(50枚)	1,080円
約束手形	1冊(25枚)	972円
為替手形	1枚	22円
マル専手形	1枚	540円
	取扱手数料1契約	3,240円
手形・小切手至急の場合は324円加算します。		

《両替手数料》

硬貨の枚数	1枚～100枚	0円
	101枚～300枚	108円
	301枚～500枚	216円
	501枚～1000枚	324円
	1001枚～1000枚ごとに	324円加算

※持参した枚数と持帰る枚数のいずれか多い枚数を適用します。

※現金での貯金払出の際に金種を指定した場合にも適用します。

《代金取立手数料》

当組合本支店宛	432円
他金融機関宛(至急)	864円
他金融機関宛(普通)	648円

《発行・再発行手数料》

	発行	再発行	備考
各種通帳	0円	540円	
磁気キャッシュカード	0円	540円	
ICキャッシュカード	0円	1,080円	更新発行時再発行手数料 (H.22.1.4から無料)
JAカード一体型	0円	1,080円	
各種証明書・取引履歴 明細1口座につき	216円	—	随時発行分
	216円	—	継続発行分

※一体型から単体型への分離は、再発行扱とします。但し、更新時等における審査上の理由等、お客様都合以外のカードの切替は無料です。

《貸金庫手数料》

年間使用料	6,480円
-------	--------

《その他手数料》

送金・振込の組戻料	864円
不渡手形返却料	864円
取立手形組戻料	864円
国債窓販口座管理手数料	0円

融 資

種 類		期 間	融資金額	特 徴
農業 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	農業経営に必要な資金をご融資 ※基金協会保証融資のアグリマティーフ資金 は、1,800万円以上は有担保
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～15年以内	アグリマティーフ資金 事業費の100%まで	
			農機ハウスローン 1,800万円以内	
制度資金	資金用途により 1年以上20年以内	政令等の定めによる		
住宅 資金	一般	建物の構造により 1年～35年以内	担保価額範囲内	個人住宅用地購入、住宅新築マンション購入、中古住宅・中古マンション購入、他行住宅ローンの借換資金 無担保住宅借換、リフォームローン
	基金協会保証	建物の構造・資金使 途により 6ヶ月以上35年以内	10万円以上 5,000万円以内	
	民間保証		10万円以上 10,000万円以内	
賃貸 住宅 資金	一般	建物の構造により 1年以上35年以内	担保価額範囲内	賃貸住宅の取得、新築改築、他行賃貸住宅資金の借換資金
	基金協会保証	建物の構造により 1年以上30年以内	10億円未満	
事業資金一般		資金用途により 1年以上～35年以内	担保価額範囲内	事業に必要な運転・設備資金
生活 関連 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	マイカー購入、教育資金、家具購入、 納税資金等
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～13.5年以内	500万円以内	
	民間保証	資金用途により 6ヶ月以上15年以内	500万円以内又は 1,000万円以内	マイカー購入、教育資金、家具購入、 納税資金等
カードローン		—	50万、100万、200万、300万円	
貯金担保		手形式1年以内 証書式10年以内	担保価額範囲内	当JA定期貯金・定期積金を担保にご 融資
共済担保		手形式1年以内	積立金貸付可能額	当JA共済契約の積立金貸付可能額を 担保にご融資

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

10. 経営資料

I 決算の状況

1. 貸借対照表(2事業年度分)

(単位：千円)

資産の部	29年度	28年度	負債の部	29年度	28年度
1. 信用事業資産	61,959,344	60,554,042	1. 信用事業負債	60,200,330	58,823,236
(1) 現金	318,566	338,283	(1) 貯金	59,613,867	58,316,461
(2) 預金	31,136,502	27,519,878	(2) 譲渡性貯金	—	—
系統預金	31,121,279	27,504,137	(3) 借入金	—	—
系統外預金	15,222	15,741	(4) その他の信用事業負債	586,462	506,775
(3) 買入金銭債権	—	—	未払費用	58,439	40,117
(4) 金銭の信託	—	—	その他の負債	528,022	466,657
(5) 有価証券	2,204,582	3,314,851	(5) 債務保証	—	—
国債	540,532	1,652,141	2. 共済事業負債	120,208	133,100
地方債	541,000	542,830	(1) 共済借入金	9,499	10,382
政府保証債	1,123,050	1,119,880	(2) 共済資金	59,467	66,790
(6) 貸出金	28,282,365	29,389,535	(3) 共済未払利息	114	118
(7) その他の信用事業資産	195,522	175,469	(4) 共済未払費用	—	—
未収収益	180,021	165,804	(5) 未経過共済付加収入	50,975	55,802
その他の資産	15,501	9,664	(6) その他の共済事業負債	151	5
(8) 債務保証見返	—	—	3. 経済事業負債	84,656	78,812
(9) 貸倒引当金(控除)	△178,195	△183,975	(1) 支払手形	—	—
2. 共済事業資産	14,425	12,434	(2) 経済事業未払金	49,506	44,165
(1) 共済貸付金	9,499	10,382	(3) 経済受託債務	—	—
(2) 共済未収利息	114	118	(4) その他の経済事業負債	35,149	34,647
(3) 共済未収収益	4,811	1,932	4. 雑負債	252,759	243,455
(4) その他の共済事業資産	—	—	(1) 未払法人税等	29,722	38,299
3. 経済事業資産	205,807	196,235	(2) リース債務	—	—
(1) 受取手形	—	—	(3) 資産除去債務	1,674	1,658
(2) 経済事業未収金	67,408	44,627	(4) その他の負債	221,362	203,497
(3) 経済受託債権	—	21,460	5. 諸引当金	190,579	187,379
(4) 棚卸資産	130,806	122,752	(1) 賞与引当金	7,933	8,519
購買品	38,815	34,884	(2) 退職給付引当金	150,520	136,516
販売品	34,390	29,826	(3) 役員退職慰労引当金	32,125	42,343
印紙・証紙	829	1,037	6. 繰延税金負債	3,390	25,471
宅地等	55,430	55,430	7. 再評価に係る繰延税金負債	95,114	95,114
その他の棚卸資産	1,341	1,573	負債の部合計	60,947,039	59,586,569
(5) その他の経済事業資産	7,706	7,595	純資産の部		
(6) 貸倒引当金(控除)	△114	△199	1. 組員資本	3,825,840	3,735,140
4. 雑資産	207,737	199,373	(1) 出資金	765,641	766,067
5. 固定資産	1,127,508	1,149,268	(うち後配出資金)		
(1) 有形固定資産	1,120,655	1,141,500	(2) 利益剰余金	3,061,586	2,970,695
建物	1,318,373	1,314,909	利益準備金	1,014,500	964,500
機械装置	71,787	71,454	その他利益剰余金	2,047,086	2,006,195
土地	654,664	654,664	特別積立金	1,734,512	1,718,128
その他の有形固定資産	251,359	226,613	大規模修繕積立金	10,000	5,000
減価償却累計額(控除)	△1,175,529	△1,126,142	経営基盤安定化積立金	60,000	40,000
(2) 無形固定資産	6,852	7,767	当期末処分剰余金	242,574	243,066
その他の無形固定資産	6,852	7,767	(うち当期剰余金)	106,000	103,965
6. 外部出資	1,620,562	1,620,562	(3) 処分未済持分	△1,387	△1,622
(1) 外部出資	1,620,562	1,620,562	2. 評価・換算差額等	362,503	410,205
系統出資	1,551,112	1,551,112	(1) その他有価証券評価差額金	133,598	181,300
系統外出資	69,450	69,450	(2) 土地再評価差額金	228,905	228,905
7. 繰延税金資産	—	—	純資産の部合計	4,188,345	4,145,346
8. 再評価に係る繰延税金資産	—	—	負債及び純資産の部合計	65,135,384	63,731,916
9. 繰延資産	—	—			
資産の部合計	63,135,384	63,731,916			

2. 損益計算書 (2 事業年度分)

(単位:千円)

科 目	29年度	28年度	科 目	29年度	28年度
1. 事業総利益	950,325	943,047	(11)加工事業収益	—	—
(1)信用事業収益	669,386	655,818	(12)加工事業収益	—	—
資金運用収益	588,569	632,215	加工事業総利益	—	—
(うち預金利息)	166,534	158,326	(13)利用事業収益	—	—
(うち有価証券利息)	31,996	31,567	(14)利用事業費用	—	—
(うち貸出金利息)	371,439	424,495	利用事業総利益	—	—
(うちその他受入利息)	18,598	17,825	(15)宅地等供給事業収益	68,848	92,826
役務取引等収益	11,728	12,685	(16)宅地等供給事業費用	15,124	18,001
その他事業直接収益	50,812	—	宅地等供給事業総利益	53,724	74,824
その他経常収益	18,275	10,916	(17)その他事業収益	2,504	3,271
(2)信用事業費用	84,450	83,320	(18)その他事業費用	238	288
資金調達費用	42,136	46,144	その他事業総利益	2,266	2,983
(うち貯金利息)	36,164	40,776	(19)指導事業収入	1,627	1,069
(うち給付補てん備金繰入)	2,315	2,162	(20)指導事業支出	16,115	15,146
(うち譲渡性貯金利息)	—	—	指導事業収支差額	Δ14,488	Δ14,077
(うち借入金利息)	—	—			
(うちその他支払利息)	3,655	3,205	2. 事業管理費	850,955	824,391
役務取引等費用	3,906	3,770	(1)人件費	629,179	609,535
その他事業直接費用	—	—	(2)旅費	—	—
その他経常費用	38,407	33,405	(3)業務費	66,595	67,145
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	(4)諸税負担金	33,736	36,473
(うち貸倒引当金戻入益)	Δ4,204	Δ11,321	(5)施設費	119,402	109,296
(うち貸出金償却)	—	—	(6)その他事業管理費	2,042	1,939
信用事業総利益	584,935	572,497			
(3)共済事業収益	243,277	223,731	事業利益	99,370	118,655
共済付加収入	223,710	206,653	3. 事業外収益	39,344	33,293
共済貸付金利息	245	218	(1)受取雑利息	1,156	1,286
その他の収益	19,320	16,859	(2)受取出資配当金	10,288	9,931
(4)共済事業費用	19,856	18,773	(3)賃貸料	21,201	20,968
共済借入金利息	245	218	(4)貸倒引当金戻入益	—	—
共済推進費	10,518	10,653	(5)償却債権取立益	—	—
共済保全費	—	—	(6)雑収入	6,699	1,106
その他の費用	9,091	7,900	4. 事業外費用	4,985	5,823
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	(1)支払雑利息	1,612	1,651
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	(2)貸倒引当金戻入益	—	Δ58
(うち貸出金償却)	—	—	(3)貸倒引当金繰入額	33	—
共済事業総利益	223,420	204,957	(4)寄付金	62	52
(5)購買事業収益	441,776	463,569	(5)減価償却費(事業外)	625	670
購買品供給高	425,186	445,004	(6)雑損失	2,652	3,507
購買手数料	—	—			
修理サービス料	9,225	9,942	経常利益	133,728	146,126
その他の収益	7,364	8,622	5. 特別利益	262	508
(6)購買事業費用	382,947	404,741	(1)固定資産処分益	262	508
購買品供給原価	369,875	390,975	(2)一般補助金	—	—
購買品供給費	6,840	6,840	(3)その他の特別利益	—	—
修理サービス費	—	—			
その他の費用	6,231	6,925	6. 特別損失	0	4,249
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	(1)固定資産処分損	0	4,249
(うち貸倒引当金戻入益)	Δ85	17	(2)固定資産圧縮損	—	—
(うち貸倒損失)	—	—	(3)減損損失	—	—
購買事業総利益	58,829	58,827	(4)その他の特別損失	—	—
(7)販売事業収益	177,189	155,853			
販売品販売高	143,763	120,563	税引前当期利益	133,991	142,384
販売手数料	28,859	29,550	7. 法人税、住民税及び事業税	31,823	37,616
その他の収益	4,567	5,739	8. 法人税等調整額	Δ3,832	803
(8)販売事業費用	135,573	113,101	法人税等合計	27,990	38,419
販売品販売原価	120,374	99,930	当期剰余金	106,000	103,965
販売費	—	—	当期首繰越剰余金	136,573	109,101
その他の費用	15,199	13,170	大規模修繕積立金取崩	0	30,000
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	当期未処分剰余金	242,574	243,066
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—			
(うち貸倒損失)	—	—			
販売事業総利益	41,616	42,752			
(9)保管事業収益	1,427	1,856			
(10)保管事業費用	1,406	1,577			
保管業総利益	21	279			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	29年度	28年度
	(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	133,991	142,384
減価償却費	52,055	44,908
減損損失	0	0
貸倒引当金の増加額	△5,833	△11,362
賞与引当金の増加額	△585	△337
退職給付引当金の増加額	3,786	15,079
その他引当金等の増加額	0	0
信用事業資金運用収益	△588,569	△632,215
信用事業資金調達費用	42,136	46,144
共済貸付金利息	△245	△218
共済借入金利息	245	218
受取雑利息及び受取出資配当金	△11,444	△11,218
支払雑利息	1,612	1,651
有価証券関係損益	△50,812	0
固定資産売却損益	△262	3,741
外部出資関係損益	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	1,107,170	1,152,672
預金の純増減	△3,617,131	△7,124,921
貯金の純増減	1,297,406	2,159,058
信用事業借入金の純増減	0	0
その他信用事業資産の増減	△5,849	△1,426
その他信用事業負債の増減	60,744	398,752
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	883	△3,568
共済借入金の純増減	△883	3,568
共済資金の純増減	△7,323	△50,115
その他共済事業資産の増減	△2,878	△899
その他共済事業負債の増減	△4,681	△2,778
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△22,878	△10,564
経済受託債権の純増減	21,461	3,019
棚卸資産の純増減	△8,055	22,635
支払手形及び経済事業未払金の純増減	5,341	5,980
経済受託債務の純増減	0	0
その他経済事業資産の増減	△10	△2
その他経済事業負債の増減	△439	17
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△8,498	14,459
その他負債の増減	18,822	61,105
未払消費税の増減額	0	0
信用事業資金運用による収入	574,516	620,740
信用事業資金調達による支出	△23,357	△31,175
共済貸付金利息による収入	250	170
共済借入金利息による支出	△250	△170
事業分量配当金の支払額	0	0
小 計	△1,039,563	△3,184,667

科 目	29年度	28年度
	(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
雑利息及び出資配当金の受取額	11,444	11,218
雑利息の支払額	△1,612	△1,651
法人税等の支払額	△40,400	△51,389
事業活動によるキャッシュ・フロー	△1,070,131	△3,226,488
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△959,848	△250,894
有価証券の売却による収入	2,120,929	162,709
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
固定資産の取得による支出	△93,856	△92,690
固定資産の売却による収入	63,823	4,205
補助金の受入による収入	0	0
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,131,048	△176,670
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	8,306	14,439
出資の払戻しによる支出	△8,732	△10,839
回転出資金の受入による収入	0	0
回転出資金の払戻しによる支出	0	0
持分の取得による支出	△1,387	△1,823
持分の譲渡による収入	1,622	1,580
出資配当金の支払額	△15,212	△15,109
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,403	△11,752
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	1,396,896	△1,544,311
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,057,962	4,602,673
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,454,858	3,057,962

4. 注記表

平成 29 年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 ……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

販売品 ……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

印紙・証紙……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

宅地等（販売用不動産） ……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破綻、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、総務部等が査定結果を検証・集計の上、監査室で監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、建物 72,739 千円です。

2 担保に供している資産

定期預金の一部 1,500,000 千円は、為替業務 1,500,000 千円の担保に供しています。10年国債の満期保有の 14,998 千円は、宅地建物取引業営業保証金として供託しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 1,313,757 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額はありません。

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 808,130 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 808,130 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年12月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 241,166千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整、また、同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を行って算出しました。

Ⅲ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、33%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が364,325千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	31,136,502	31,131,308	△ 5,194
有価証券			
満期保有目的の債券	14,998	15,423	424
その他有価証券	2,189,584	2,189,584	—
貸出金(*1)	28,449,621		
貸倒引当金(*2)	△ 178,757		
貸倒引当金控除後	28,270,864	29,055,654	784,790
資産計	61,611,949	62,391,970	780,021
貯金	59,613,867	59,647,905	34,037
負債計	59,613,867	59,647,905	34,037

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金167,256千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券及び外部出資

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	31,136,502	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の 債券	—	15,000	—	—	—	—
その他有価証券 のうち満期がある もの	—	—	—	—	505,000	1,500,000
貸出金(*1,2)	2,427,443	1,653,693	1,625,325	1,585,365	1,506,779	19,351,397
合計	33,563,946	1,668,693	1,625,325	1,583,748	2,011,779	20,851,397

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 47,834 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 132,359 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	53,548,507	3,757,258	2,137,933	86,594	62,993	20,580
合計	53,548,507	3,757,258	2,137,933	86,594	62,993	20,580

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

IV 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	14,998	15,423	424
	小計	14,998	15,423	424
合計		14,998	15,423	424

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	2,189,584	2,004,876	184,707
	国債	525,534	504,005	21,528
	地方債	541,000	499,884	41,115
	政府保証債	1,123,050	1,000,986	122,063
	小計	2,189,584	2,004,876	184,707
合計		2,189,584	2,004,876	184,707

なお、上記評価差額に繰延税金負債 51,108 千円を差し引いた金額 133,598 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券	1,044,499	50,812	—
国債	1,044,499	50,812	—
合計	1,044,499	50,812	—

4 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

5 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

V 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	136,516 千円
退職給付費用	32,452 千円
退職給付の支払額	－千円
確定給付型年金制度への拠出金	<u>△18,448 千円</u>
期末における退職給付引当金	150,520 千円
3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	416,731 千円
確定給付型年金制度	<u>△266,211 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>150,520 千円</u>
退職給付引当金	150,520 千円
4. 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	32,452 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,866 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 29 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 92,125 千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,148 千円
退職給付引当金	41,645 千円
役員退職慰労引当金	8,889 千円
未払事業税	1,943 千円
賞与引当金	2,195 千円
未収貸付利息	191 千円
減損損失	196 千円
資産除去債務	463 千円
減価償却	141 千円
未払費用否認額	<u>1,868 千円</u>
繰延税金資産小計	65,679 千円
評価性引当額	<u>△17,887 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	47,792 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△51,108 千円
資産除去債務 (固定資産)	<u>△73 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△51,182 千円</u>
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△3,390 千円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27. 66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	2. 45%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0. 42%
住民税均等割等	0. 40%
評価性引当額の増減	<u>△9. 20%</u>
税効果会計適用後の法人税の負担率	20. 89%

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

VII その他の注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の野菜集出荷場に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は20年、割引率は1.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,658 千円
時の経過による調整額	<u>16 千円</u>
期末残高	1,674 千円

平成 28 年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品 ……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

販売品 ……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

印紙・証紙 ……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

宅地等（販売用不動産） ……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

その他棚卸資産（直売所） ……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第 57 条の 9 により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、総務部等が査定結果を検証・集計の上、監査室で監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 会計方針の変更に関する注記

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ854千円増加しています。

III 表示方法の変更に関する注記

農産物検査に係る手数料の計上区分の変更

農業倉庫法の廃止に伴い、農産物検査に係る手数料は、従来農業倉庫事業収益として計上していましたが、科目名の変更を契機に見直した結果、販売事業収益に計上することが実態に即しているため、当事業年度から販売事業収益に含めて表示しています。

なお、当事業年度より表示科目名称を農業倉庫事業損益から保管事業損益に変更しています。

この変更により販売事業総利益が444千円増加し、保管事業総利益が同額減少しています。

IV 貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、建物72,739千円です。

2 リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、プッシュプルフォークリフト1台については、リース契約により使用しております。

3 担保に供している資産

定期預金の一部1,500,000千円は、為替業務1,500,000千円の担保に供しています。10年国債の満期保有の14,997千円は、宅地建物取引業営業保証金として供託しています。

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 1,593,494 千円
理事、監事に対する金銭債務の総額はありません。

5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 837,857 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 22,027 千円です。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 859,884 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成 11 年 12 月 31 日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 241,164 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整、また、同施行令第 2 条第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を行って算出しました。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、32%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有してい

ます。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 598,399 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	27,519,878	27,513,215	△ 6,663
有価証券			
満期保有目的の債券	14,997	15,652	655
その他有価証券	3,299,853	3,299,853	—
貸出金(*1)	29,546,825		
貸倒引当金(*2)	△ 184,504		
貸倒引当金控除後	29,362,320	30,196,109	833,788
資産計	60,197,048	61,024,829	827,780
貯金	58,316,461	58,365,276	48,815
負債計	58,316,461	58,365,276	48,815

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 157,289 千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び外部出資

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	1,620,562
合計	1,620,562

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	27,519,878	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の 債券	—	—	15,000	—	—	—
その他有価証券 のうち満期がある もの	—	—	—	—	—	3,005,000
貸出金(*1,2)	2,339,488	1,715,288	1,623,947	1,583,748	1,544,308	20,419,708
合計	29,859,367	1,715,288	1,638,947	1,583,748	1,544,308	23,424,708

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 52,902 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 163,046 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	47,881,528	6,443,961	3,669,234	247,363	51,192	23,181
合計	47,881,528	6,443,961	3,669,234	247,363	51,192	23,181

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	14,997	15,652	655
	小計	14,997	15,652	655
合計		14,997	15,652	655

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	3,049,196	3,299,853	250,656
	国債	1,548,277	1,637,143	88,865
	地方債	499,874	542,830	42,955
	政府保証債	1,001,044	1,119,880	118,835
	小計	3,049,196	3,299,853	250,656
合計		3,049,196	3,299,853	250,656

なお、上記評価差額に繰延税金負債 69,356 千円を差し引いた金額 181,300 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- 2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 3 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
- 4 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。
- 5 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	126,107 千円
退職給付費用	28,300 千円
退職給付の支払額	－千円
確定給付型年金制度への拠出金	<u>△17,892 千円</u>
期末における退職給付引当金	136,516 千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	382,165 千円
確定給付型年金制度	<u>△245,648 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>136,516 千円</u>
退職給付引当金	136,516 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	28,300 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,683 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 28 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 94,075 千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	17,560 千円
退職給付引当金	37,770 千円
役員退職慰労引当金	11,716 千円
未払事業税	2,469 千円
賞与引当金	2,356 千円
未収貸付利息	280 千円
減損損失	208 千円
資産除去債務	459 千円
睡眠貯金否認額	134 千円
減価償却	141 千円
未払費用否認額	<u>1,099 千円</u>
繰延税金資産小計	74,192 千円
評価性引当額	<u>△30,223 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	43,969 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△69,356 千円
資産除去債務 (固定資産)	<u>△83 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△69,440 千円</u>
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△25,471 千円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27. 66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	2. 04%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0. 39%
住民税均等割等	0. 37%
評価性引当額の増減	0. 37%
還付税額等	△2. 93%
その他	△0. 15%
税効果会計適用後の法人税の負担率	<u>26. 98%</u>

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成 28 年 11 月 18 日に国会で成立されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 27.66 %から 27.67%に変更されました。この変更による影響は軽微です。

Ⅸ その他の注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の野菜集出荷場に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は20年、割引率は1.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,641 千円
時の経過による調整額	<u>16 千円</u>
期末残高	1,658 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	29年度	28年度
1 当期末処分剰余金	242,574	243,066
計	242,574	243,066
2 剰余金処分類	100,212	106,492
(1) 利益準備金	50,000	50,000
(2) 任意積立金	35,000	41,383
大規模修繕積立金	5,000	5,000
経営基盤安定化積立金	20,000	20,000
特別積立金	10,000	16,383
(うち宅地等事業積立金)	(0)	(6,383)
(3) 出資配当金	15,212	15,108
3. 次期繰越剰余金	142,362	136,573

(注) 1. 出資金に対する配当金の割合は、次のとおりです。

平成 29 年度 2.0% 平成 28 年度 2.0%

ただし年度内の増資及び新規加入については日割り計算をする。

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等の明細は次のとおりです。

種類	積立目的	積立基準	積立目標額	取崩基準	平成29年 12月末残高
大規模修繕 積立金	大型修繕費に備 えるため	毎年剰余金から 5,000千円を積立	30,000千円	30,000千円を超 える修繕費を支 出したとき	10,000千円
経営基盤安定化 積立金	経営リスク及びそ の他財務基盤に 係る臨時損失の 発生に備えるた め	毎年剰余金から 20,000千円を積立	100,000千円	経営を安定化さ せる必要な事象 が発生するに至 ったとき	60,000千円

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるため、下記の繰越額が含まれています。

平成 29 年度 6,000 千円 平成 28 年度 6,000 千円

6. 部門別損益計算書 (平成29年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活 その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,606,038	669,386	243,277	521,735	170,013	1,627	
事業費用 ②	655,712	84,450	19,856	425,005	110,286	16,115	
事業総利益 ③ (①-②)	950,325	584,935	223,420	96,731	59,727	△ 14,488	
事業管理費 ④	850,955	452,446	127,611	165,552	72,496	32,850	
(うち減価償却費 ⑤)	(52,055)	(24,863)	(5,359)	(11,954)	(3,752)	(6,128)	
(うち人件費 ⑤')	(629,179)	(320,108)	(101,215)	(127,281)	(58,246)	(22,328)	
※うち共通管理費 ⑥		150,861	39,646	43,103	18,563	8,712	△ 260,885
(うち減価償却費 ⑦)		(8,957)	(2,354)	(2,559)	(1,102)	(517)	(△ 15,490)
(うち人件費 ⑦')		(69,278)	(18,206)	(19,794)	(8,524)	(4,001)	(△ 119,803)
事業利益 ⑧ (③-④)	99,370	132,489	95,809	△ 68,821	△ 12,769	△ 47,338	
事業外収益 ⑨	39,344	22,432	5,748	6,249	3,652	1,263	
※うち共通分 ⑩		21,873	5,748	6,249	2,691	1,263	△ 37,825
事業外費用 ⑪	4,985	3,576	507	551	239	111	
※うち共通分 ⑫		1,930	507	551	239	111	△ 3,338
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	133,728	151,345	101,050	△ 63,125	△ 9,356	△ 46,186	
特別利益 ⑭	262	152	40	43	19	9	
※うち共通分 ⑮		152	40	43	19	9	△ 262
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	133,991	151,497	101,090	△ 63,082	△ 9,336	△ 46,178	
営農指導事業分配賦額 ⑲		20,925	7,656	9,242	8,356	△ 46,178	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳	133,991	130,572	93,434	△ 72,325	△ 17,691		
(⑱-⑲)							

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	57.9%	15.2%	16.5%	7.1%	3.3%	100%
営農指導事業	45.3%	16.6%	20.0%	18.1%		100%

(平成 28 年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活 その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,597,996	655,818	223,731	505,817	211,561	1,069	
事業費用 ②	654,949	83,320	18,773	390,905	146,805	15,146	
事業総利益 ③ (①-②)	943,047	572,497	204,957	114,913	64,757	Δ 14,077	
事業管理費 ④ (うち減価償却費 ⑤) (うち人件費 ⑤')	824,391 (44,908) (609,535)	454,428 (19,209) (316,647)	115,437 (4,156) (94,578)	152,177 (10,193) (120,429)	74,042 (4,091) (60,321)	28,307 (7,259) (17,560)	
※うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦')		134,537 (6,991) (65,427)	31,970 (1,661) (15,547)	34,977 (1,818) (17,009)	16,930 (880) (8,233)	7,098 (369) (3,452)	Δ 225,512 (Δ11,719) (Δ109,668)
事業利益 ⑧ (③-④)	118,655	118,069	89,520	Δ 37,265	Δ 9,285	Δ 42,384	
事業外収益 ⑨	33,293	19,809	4,401	4,816	3,290	977	
※うち共通分 ⑩		18,523	4,401	4,816	2,331	977	Δ 31,048
事業外費用 ⑪	5,823	4,117	599	656	317	133	
※うち共通分 ⑫		2,523	599	656	317	133	Δ 4,228
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	146,126	133,762	93,322	Δ 33,105	Δ 6,313	Δ 41,540	
特別利益 ⑭	508	303	72	79	38	16	
※うち共通分 ⑮		303	72	79	38	16	Δ 508
特別損失 ⑯	4,249	2,534	602	659	319	134	
※うち共通分 ⑰		2,534	602	659	319	134	Δ 4,249
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	142,384	131,529	92,791	Δ 33,685	Δ 6,594	Δ 41,658	
営農指導事業分配賦額 ⑲		18,707	6,543	8,749	7,658	Δ 41,658	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳	142,384	112,822	86,248	Δ 42,434	Δ 14,252		
(⑱-⑲)							

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	59.7%	14.2%	15.5%	7.5%	3.1%	100%
営農指導事業	44.9%	15.7%	21.0%	18.4%		100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認


確 認 書

- 1 私は、当 JA の平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 30 年 4 月 26 日

八千代市農業協同組合

代表理事組合長

藤 元 清 文 印 

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円または、口、人、%)

項目	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
経常収益（事業収益）	1,606	1,598	1,732	1,629	1,653
信用事業収益	669	655	683	690	681
共済事業収益	243	223	209	199	229
購買事業収益	441	463	424	440	522
販売事業収益	177	155	153	186	111
その他事業収益	74	99	262	115	109
経常利益	133	146	202	183	151
当期剰余金	106	103	149	118	98
出資金 （出資口数）	765 (765,641)	766 (766,067)	762 (762,467)	759 (759,836)	664 (664,151)
純資産額	4,188	4,145	3,984	3,815	3,561
総資産額	65,135	63,731	60,953	60,502	58,200
貯金等残高	59,613	58,316	56,157	55,832	53,629
貸出金残高	28,282	29,389	30,542	31,597	31,978
有価証券残高	2,204	3,314	3,227	2,705	1,617
剰余金配当金額	15	15	15	14	13
出資配当額	15	15	15	14	13
事業利用分量配 当額	0	0	0	0	0
職員数	78人	78人	73人	69人	67人
単体自己資本比率	14.12%	14.29%	14.84%	16.01%	15.67%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	29年度	28年度	増 減
資金運用収支	546	586	△ 40
役務取引等収支	8	9	△ 1
その他信用事業収支	△ 20	△ 22	2
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	584 (0.97%)	573 (0.98%)	12 (△ 0.01%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	950 (1.50%)	943 (1.50%)	7 (0.00%)

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	29年度			28年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	59,691	569	0.95%	57,967	614	1.06%
うち預金	28,246	166	0.59%	24,888	158	0.64%
うち有価証券	2,586	32	1.24%	3,072	32	1.03%
うち貸出金	28,859	371	1.29%	30,007	424	1.41%
資金調達勘定	58,000	38	0.07%	56,387	43	0.08%
うち貯金・定期積金	58,000	38	0.07%	56,387	43	0.08%
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.88%	—	—	0.98%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	29年度増減額	28年度増減額
受 取 利 息	△ 44	△ 28
うち預金	8	10
うち有価証券	0	2
うち貸出金	△ 53	△ 40
支 払 利 息	△ 4	△ 19
うち貯金・定期積金	△ 4	△ 19
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	△ 40	△ 9

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	28年度	増 減
流動性貯金	18,347 (31.6%)	17,737 (31.4%)	609
定期性貯金	39,625 (68.3%)	38,617 (68.5%)	1,008
その他の貯金	27 (0.1%)	32 (0.1%)	△5
計	58,000 (100%)	56,387 (100%)	1,613
譲渡性貯金	—	—	—
合 計	58,000 (100%)	56,387 (100%)	1,613

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	28年度	増 減
定期貯金	38,563 (100%)	38,609 (100%)	△46
うち固定金利定期	38,507 (99.8%)	38,554 (99.8%)	△46
うち変動金利定期	55 (0.2%)	55 (0.2%)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	28年度	増 減
手形貸付	525	504	21
証書貸付	28,280	29,448	△1,168
当座貸越	53	54	△1
割引手形	—	—	—
合 計	28,859	30,007	△1,148

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	28年度	増 減
固定金利貸出	20,885(73.8%)	21,615(73.5%)	△730
変動金利貸出	7,396(26.2%)	7,773(26.5%)	△377
合 計	28,282(100%)	29,389(100%)	△1,107

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	28年度	増 減
貯金・定期積金等	680	744	△63
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不動産	21,701	22,708	△1,007
その他担保物	—	—	—
小 計	22,381	23,453	△1,071
農業信用基金協会保証	5,731	5,789	△57
その他保証	169	147	22
小 計	5,900	5,936	△35
信 用	—	—	—
合 計	28,282	29,389	△1,107

④ 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	28年度	増 減
貯金・定期積金等	該当無し	該当無し	—
有価証券	該当無し	該当無し	—
動 産	該当無し	該当無し	—
不動産	該当無し	該当無し	—
その他担保物	該当無し	該当無し	—
小 計	該当無し	該当無し	—
信 用	該当無し	該当無し	—
合 計	該当無し	該当無し	—

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	28年度	増 減
設備資金	25,173 (89.0%)	26,362 (89.7%)	△1,189
運転資金	3,109 (11.0%)	3,027 (10.3%)	81
合 計	28,282 (100%)	29,389 (100%)	△1,107

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	28年度	増 減
農業	9,314 (32.9%)	9,339 (31.8%)	△ 24
林業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
水産業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
製造業	156 (0.6%)	129 (0.4%)	27
鉱業	42 (0.1%)	20 (0.1%)	21
建設・不動産業	4,100 (14.5%)	4,292 (14.6%)	△ 192
電気・ガス・熱供給水道業	114 (0.4%)	91 (0.3%)	23
運輸・通信業	388 (1.4%)	377 (1.3%)	11
金融・保険業	721 (2.6%)	735 (2.5%)	△ 14
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,255 (4.4%)	1,109 (3.8%)	145
地方公共団体	1,013 (3.6%)	917 (3.1%)	96
その他	11,173 (39.5%)	12,374 (42.1%)	△ 1,200
合 計	28,282 (100%)	29,389 (100%)	△ 1,107

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	29年度	28年度	増 減
農業	301	271	30
穀作	33	25	8
野菜・園芸	80	75	5
果樹・樹園農業	24	16	8
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	42	28	14
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	122	127	△ 5
農業関連団体等	—	—	—
合計	301	271	30

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	29年度	28年度	増 減
プロパー資金	179	181	△2
農業制度資金	122	90	32
農業近代化資金	122	90	32
その他制度資金	0	0	0
合計	301	271	30

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	29年度	28年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	29年度	28年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	808	837	△29
3ヵ月以上延滞債権額	—	22	△22
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	808	859	△51

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	平成 29 年					平成 28 年				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	105	33	—	72	105	103	37	—	66	103
危険債権	703	681	—	14	695	735	689	—	23	712
要管理債権	—	—	—	—	—	22	—	22	—	22
小 計	808	714	—	86	800	860	726	22	88	837
正常債権	27,510					28,529				
合 計	28,318					29,389				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(保全額が債権額を上回るのは千葉県独自の担保評価基準から全国基準に変更した際に生じた既引当額の戻入不可処理のよるもの)

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

< 開示基準別の債権の分類・保全状況図 >

		< 自己査定債務者区分 >			< 金融再生法債権区分 >			< リスク管理債権 >		
対象債権	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	
	貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		
	破綻先			破産更正債権及びこれらに準ずる債権			破綻先債権			
	実質破綻先						延滞債権			
	破綻懸念先			危険債権						
要注意先	要管理先			要管理債権			3か月以上延滞債権			
	その他要注意先						貸出条件緩和債権			
	正常先			正常債権						

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実には発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
i 3か月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	96	92	—	96	92	102	96	—	102	96
個別貸倒引当金	88	86	1	87	86	94	88	—	94	88
合 計	184	178	1	183	178	196	184	—	196	184

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	29年度	28年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		29年度		28年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	12,421	50,477	12,238	48,966
	金 額	11,512,418	19,794,557	11,755,888	21,267,957
代金取立為替	件 数	2	2	—	4
	金 額	3,485	284	—	4,383
雑 為 替	件 数	408	231	336	185
	金 額	120,231	26,649	45,559	10,962
合 計	件 数	12,831	50,710	12,574	49,155
	金 額	11,636,135	19,821,491	11,801,447	21,283,302

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	28年度	増 減
国 債	1,072	1,570	△498
地 方 債	503	500	3
政府保証債	1,011	1,001	10
合 計	2,586	3,071	△485

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
29年度								
国 債	—	15	526	—	—	—	—	541
地 方 債	—	—	—	—	—	541	—	541
政府保証債	—	—	—	—	—	1,123	—	1,123
28年度								
国 債	—	15	—	1,637	—	—	—	1,652
地 方 債	—	—	—	—	—	543	—	543
政府保証債	—	—	—	—	—	1,120	—	1,120

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	29 年度		28 年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	29 年度			28 年度		
		貸借対照表計上額	時 価 差 額		貸借対照表計上額	時 価 差 額	
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	14,998	15,423	424	14,997	15,652	655
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	14,998	15,423	424	14,997	15,652	655
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		14,998	15,423	424	14,997	15,652	655

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	29 年度			28 年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	債券	2,189,584	2,004,876	184,707	3,299,853	3,049,196	250,656
	国債	525,534	504,005	21,528	1,637,143	1,548,277	88,865
	地方債	541,000	499,884	41,115	542,830	499,874	42,955
	政府保証債	1,123,050	1,000,986	122,063	1,119,880	1,001,044	118,835
	小計	2,189,584	2,004,876	184,707	3,299,853	3,049,196	250,656
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計		2,189,584	2,004,876	184,707	3,299,853	3,049,196	250,656

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	29 年度		28 年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	29 年度					28 年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	29 年度					28 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：万円)

種 類	29年度		28年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命 総合 共済	終身共済	93,894	2,791,492	126,397	2,813,728
	定期生命共済	10,000	16,550	—	7,550
	養老生命共済	133,633	1,797,421	117,063	1,910,879
	うちこども共済	11,470	522,210	18,600	543,410
	医療共済	5,450	85,530	6,900	84,430
	がん共済	—	3,050	—	3,050
	定期医療共済	—	60,340	—	67,040
	介護共済	10,626	47,935	26,753	37,567
	年金共済	—	—	—	—
建物更生共済	1,476,935	9,095,485	665,962	8,858,797	
合 計	1,730,538	13,897,805	943,076	13,783,042	

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	29年度		28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	42	522	72	491
がん共済	4	79	25	76
定期医療共済	—	104	—	108
合 計	46	705	97	676

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	29年度		28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	12,016	88,280	56,198	77,063
合 計	12,016	88,280	56,198	77,063

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：万円)

種 類	29年度		28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	6,632	42,840	1,870	37,477
年金開始後	—	21,844	—	23,818
合 計	6,632	64,683	1,870	61,295

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：万円)

種 類	29年度		28年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	605,175	478	635,886	501
自動車共済		9,066		8,756
傷害共済	2,214,700	78	1,421,300	67
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		50		71
自賠責共済		709		729
合 計		10,382		10,124

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		29年度		28年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産 資材	肥 料	58,075	7,972	63,422	7,840
	農 薬	61,461	7,673	76,075	9,251
	飼 料	864	234	1,119	248
	農業機械	121,665	20,077	99,156	16,826
	自 動 車	—	—	—	—
	そ の 他	82,818	11,757	87,503	11,299
	小 計	324,886	47,716	327,277	45,465
生活 物 資	食 米	6,741	2,119	6,384	1,689
	その他食品	45,553	2,801	47,973	2,842
	そ の 他	48,005	2,674	63,368	4,033
	小 計	100,300	7,595	117,726	8,564
合 計		425,186	55,311	445,004	54,029

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	29年度		28年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,119	820	20,360	1,462
麦・豆・雑穀	643	8	518	8
野 菜	213,643	1,528	248,454	1,311
果 実	16,585	119	13,726	70
花き・花木	—	—	—	—
畜 産 物	339,807	—	404,023	—
農産物直売所 グリーンハウス	202,405	26,383	207,396	27,143
合 計	774,202	28,859	894,477	29,995

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		29年度	28年度
収 益	保 管 料	565	959
	荷 役 料	0	0
	そ の 他	861	897
	計	1,427	1,856
費 用	倉 庫 材 料 費	—	—
	倉 庫 労 務 費	—	—
	そ の 他 の 費 用	1,406	1,577
計		1,406	1,577

(4) 指導事業取扱実績

(単位：件)

種 類	29年度	28年度
確定申告取りまとめ	1,016	947
税務相談	31	26
法律相談	10	15
土壌診断	159	157
梨害鳥駆除	4回	4回
水稻病虫害調査	3回(7,8月)	3回(7,8月)
水稻航空防除	1回	1回
農業新聞購読	146	145
家の光購読	103	91
廃プラスチック処理	2回(9.5トﾝ)	2回(10.8トﾝ)

(5) 資産管理事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	29年度	28年度
賃貸住宅等取扱金額	862,811	860,770
個人住宅（累計）	80棟	87棟
テナント賃貸物件（累計）	59カ所	62カ所
賃貸住宅管理	570戸	570戸
駐車場管理	1,806台	1,806台
定期借地権管理	81区画	82区画

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	29年度	28年度	増減
総資産経常利益率	0.21%	0.23%	△0.02 _{ポイント}
資本経常利益率	3.42%	3.66%	△0.24 _{ポイント}
総資産当期純利益率	0.17%	0.16%	0.01 _{ポイント}
資本当期純利益率	2.71%	2.60%	0.11 _{ポイント}

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		29年度	28年度	増減
貯貸率	期末	47.44%	50.40%	△2.96 _{ポイント}
	期中平均	49.76%	53.21%	△3.45 _{ポイント}
貯証率	期末	3.70%	5.68%	△1.98 _{ポイント}
	期中平均	5.02%	5.44%	△0.42 _{ポイント}

(注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

第53年度(29年12月31日 現在)単体自己資本比率の状況

(単位:千円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,810,628		3,720,031	
うち、出資金及び資本準備金の額	765,641		766,067	
うち、再評価積立金の額	0		0	
うち、利益剰余金の額	3,061,587		2,970,695	
うち、外部流出予定額(△)	15,212		15,108	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1,387		△ 1,622	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	92,497		96,192	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	92,497		96,192	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
うち、回転出資金の額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	102,066		116,647	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,005,193		3,932,870	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,111	2,741	2,247	3,371
うち、のれんに係るものの額	0		0	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,111	2,741	2,247	3,371
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0	0	0
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
前払年金費用の額	0	0	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0	0
特定項目に係る10%基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	0		0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0		0	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0		0	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,111		2,247	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	4,001,081		3,930,623	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	26,448,464		25,600,876	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 158,885		△ 643,871	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	2,741		3,371	
うち、繰延税金資産	0		0	
うち、前払年金費用	0		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	485,646		971,262	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	324,019		324,019	
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,870,815		1,895,739	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	28,319,280		27,496,616	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	14.12%		14.29%	

(注)

1. 「農業協同組合等とその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	29年度			28年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	519,144	—	—	1,563,927	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,518,571	—	—	1,422,271	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,004,601	—	—	1,004,660	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,138,227	6,227,645	249,105	27,521,970	5,504,394	220,175
法人等向け	727,215	637,249	25,489	811,368	715,057	28,602
中小企業等向け及び個人向け	450,200	212,760	8,510	448,033	188,958	7,558
抵当権付住宅ローン	10,615,291	3,646,438	145,857	11,690,100	4,009,076	160,363
不動産取得等事業向け	203,216	197,882	7,915	266,146	260,248	10,409
三月以上延滞等	134,233	37,325	1,493	150,443	63,925	2,557
信用保証協会等保証付	5,735,732	568,954	22,758	5,791,951	574,644	22,985
共済貸付	9,499	—	—	10,382	—	—
出資等	101,300	101,300	4,052	101,300	101,300	4,052
他の金融機関等の対象資本調達手段	2,113,834	5,284,586	211,383	2,113,756	5,284,390	211,375
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経緯措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	—	△158,885	△6,355	—	△643,871	△25,754
上記以外	10,524,215	9,693,207	387,728	10,437,863	9,542,751	381,710
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	64,795,285	26,448,464	1,057,938	63,334,176	25,600,876	1,024,035
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	64,795,285	26,448,464	1,057,938	63,334,176	25,600,876	1,024,035
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	$b = a \times 4\%$	a	a	$b = a \times 4\%$	$b = a \times 4\%$
		1,870,815	74,832		1,895,739	75,829

所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	$b = a \times 4\%$	A	$b = a \times 4\%$
	28,319,280	1,132,771	27,496,616	1,099,864

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三
月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	29年度					28年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	64,795	28,483	2,026	—	134	63,334	29,573	3,071	—	150	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	64,795	28,483	2,026	—	134	63,334	29,573	3,071	—	150	
法人	農業	69	69	—	—	80	80	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	159	159	—	—	22	174	174	—	—	22
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	1,036	6	1,005	—	—	1,038	8	1,005	—	
	金融・保険業	33,307	595	—	—	—	29,686	594	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	112	79	—	—	—	105	71	—	—	
	日本国政府・地方公共団体	2,037	1,016	1,021	—	—	2,986	912	2,066	—	
	上記以外	929	929	—	—	—	1,013	1,013	—	—	
個人	25,640	25,630	—	—	112	26,722	26,711	—	—	128	
その他	1,505	—	—	—	—	1,529	—	—	—	—	
業種別残高計	64,795	28,483	2,026	—	134	63,334	29,573	3,071	—	150	
1年以下	31,735	697	—	—		28,145	618	—	—		
1年超3年以下	301	286	15	—		380	365	15	—		
3年超5年以下	1,305	801	504	—		457	457	—	—		
5年超7年以下	1,213	1,213	—	—		2,839	1,290	1,549	—		
7年超10年以下	1,800	1,800	—	—		1,960	1,960	—	—		
10年超	24,984	23,477	1,507	—		26,021	24,514	1,507	—		
期限の定めのないもの	3,458	209	—	—		3,535	369	—	—		
残存期間別残高計	64,795	28,483	2,026	—		63,334	29,573	3,071	—		

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約

した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	96	92	—	96	92	102	96	—	102	96
個別貸倒引当金	88	86	1	87	86	94	88	—	94	88

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	29年度						28年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	88	86	1	87	86		94	88	—	94	88		
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地域別計	88	86	1	87	86		94	88	—	94	88		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	22	22	—	22	22	—	22	22	—	22	22	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	66	64	1	66	64	—	72	66	—	72	66	—	
業種別計	88	86	1	87	86	—	94	88	—	94	88	—	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		29年度			28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	4,368	4,368	—	5,461	5,461
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	5,690	5,690	—	5,746	5,746
	リスク・ウエイト 20%	—	31,152	31,152	—	27,531	27,531
	リスク・ウエイト 35%	—	10,418	10,418	—	11,455	11,455
	リスク・ウエイト 50%	—	123	123	—	120	120
	リスク・ウエイト 75%	—	284	284	—	252	252
	リスク・ウエイト 100%	—	10,968	10,968	—	10,961	10,961
	リスク・ウエイト 150%	—	6	6	—	996	996
	リスク・ウエイト 200%	—	971	971	—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	1,142	1,142	—	1,142	1,142
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	65,122	65,122	—	63,664	63,664

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	29 年度			28 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,004,602	—	—	1,004,660	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	40,494	—	—	24,725	—	—
中小企業等向け及び個人向け	27,041	—	—	53,341	—	—
抵当権住宅ローン	18,028	—	—	47,000	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	189,691	—	—	194,274	—	—
合計	275,254	1,004,602	—	319,340	1,004,660	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	29 年度		28 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	1,620,562	1,620,562	1,620,562	1,620,562
合 計	1,620,562	1,620,562	1,620,562	1,620,562

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

	29 年度			28 年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	50,812	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

29年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

29年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・当 JA では、保有期間 1 年（240 営業日）、観測期間 5 年（5 年前応当日を含む）で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値の金利ショックにより発生する経済価値の変化（低下額）を金利リスク量として毎月算出しております。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量 (Δ)

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとに ALM 委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

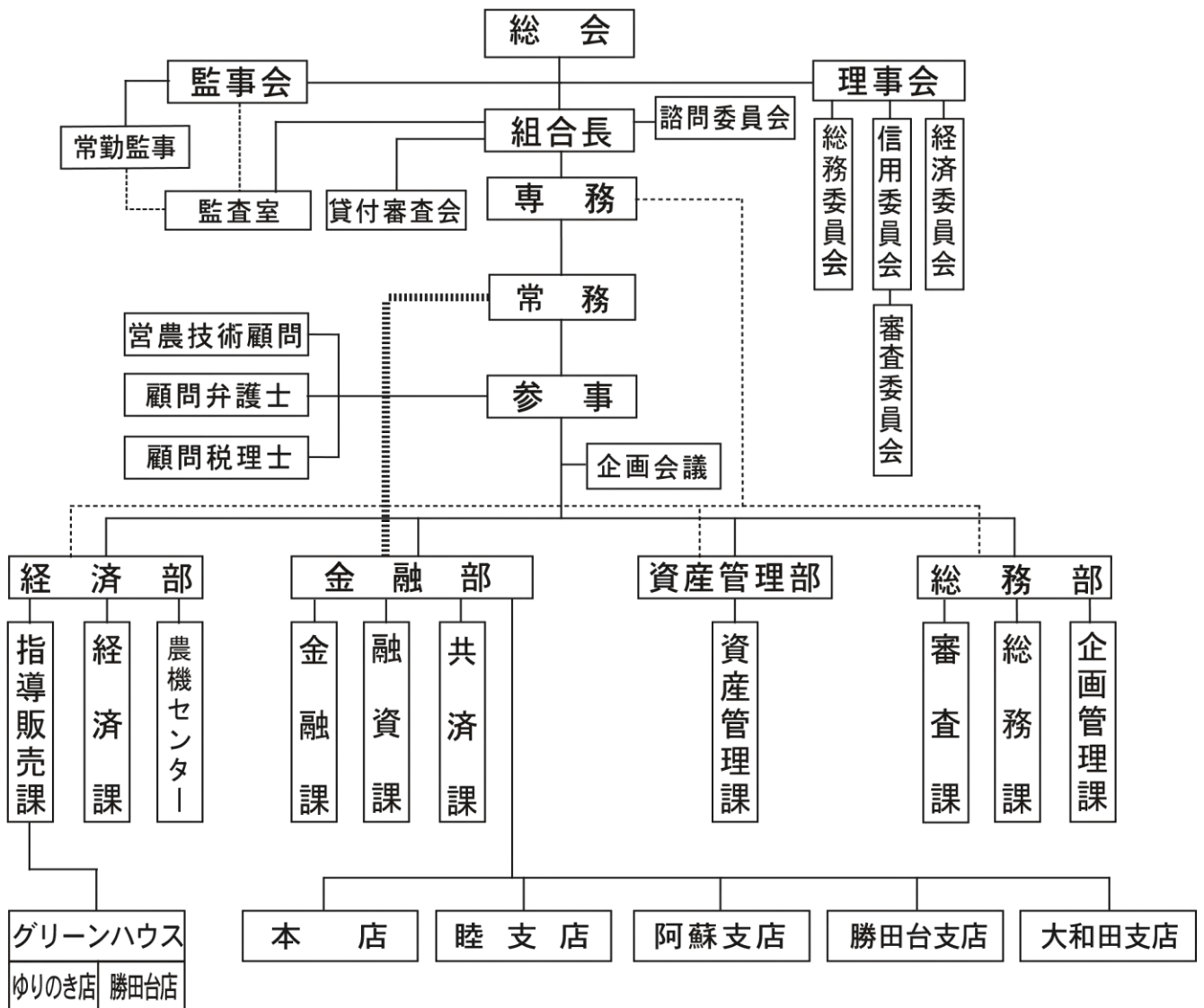
(単位：百万円)

	29 年度	28 年度
金利ショックに対する損益 ・経済価値の増減額	Δ244	Δ158

(注) 当 JA では市場金利が①の方法によって算出した金利リスク量のうち、経済価値変動額が大きい方（99 パーセンタイル値）を記載しております。

1 1. JA の概要

I. 機構図



Ⅱ. 役員構成（役員一覧）

（平成 29 年 12 月末現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	藤代 清文	理 事	福田 守
専務理事	山崎 芳明	理 事	大木 茂夫
常務理事	中嶋 功	理 事	村山 和一
理 事	伊原 一男	理 事	宮崎 憲夫
理 事	岩井 克夫	理 事	吉橋 俊一
理 事	立石 猛	理 事	小林 隆
理 事	今井 茂	理 事	笠川 満千尋
理 事	石井 孝治	理 事	山田 養平
理 事	渡邊 一郎	代表・常勤監事	岩井 健三
理 事	澤田 裕	監 事	山崎 浩一
理 事	小川 正雄	監 事	中村 宣男
理 事	宇佐美 光亮	監 事	加茂 俊夫
理 事	村田 一夫	員外監事	植木 敏一

Ⅲ. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	29年度	28年度	増 減
正組合員	1,581	1,593	△12
個 人	1,572	1,584	△12
法 人	9	9	0
准組合員	2,528	2,449	79
個 人	2,522	2,443	79
法 人	6	6	0
合 計	4,109	4,042	67

IV. 組合員組織の状況

(平成29年12月末現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
青年部	宮崎 真一郎	32名
女性部	江野澤 真利子	230名
フレッシュミズ・アンシャンテ倶楽部	山田 美奈絵	12名
年金友の会	長岡 功	441名
共済億友会	高橋 正孝	293名
資産管理部会	竹内 誠	112名
人参部会	高橋 勇	27名
ネギ部会	金子 佳充	20名
直売部会	高橋 克弘	156名

V. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません

VI. 地区一覽



Ⅶ. 沿革・あゆみ

昭和23年	大和田町・睦・阿蘇・大和田西部の4農協が市内に設立
昭和40年	大和田町・睦・阿蘇・八千代町の4農協が合併して八千代町中央農協として発足
昭和41年	農機具サービスセンター開設、睦支店新築
昭和44年	阿蘇支店新築
昭和47年	宅地建物取引業の事業認可、水道サービス事業開始
昭和51年	勝田台支店開店
昭和56年	貯金残高100億円突破
昭和58年	本店（農業会館）新築、営業開始。第2次オンライン開始
昭和60年	CD・ATM全支店稼働・長期共済保有高500億円突破・地銀とCD提携
平成元年	貯金残高200億円突破
平成2年	大和田支店新築
平成4年	農協の愛称JAに変更 「JA八千代市」としてスタート
平成5年	貯金残高300億円突破、長期共済保有高1,000億円突破
平成6年	信用事業第3次オンラインスタート・農機具水道サービスセンター移転新築
平成7年	定期借地権による事業開始・懸賞金付定期積金「2000年定期積金」発売
平成8年	合併30周年記念誌発行・特定優良賃貸住宅建築取扱い開始
平成10年	(株)八千代市農協サービス設立
平成11年	睦支店新築オープン・睦米低温倉庫新築稼働・プッシュプルフォークリフトによる米集荷開始
平成12年	資産管理事業部門店舗「JAハウジングギャラリー」出店
平成13年	貯金残高356億円・融資170億円・長期共済保有高1,396億円
平成15年	各支店の経済部門を経済センターに集中化。農産物直売所「グリーンハウス」営業開始
平成16年	(株)農協サービス閉鎖
平成17年	3カ年増資運動の実施
平成18年	宅地分譲事業開始
平成19年	電算システムに新たに「コンパスJA会計システム」導入
平成22年	合併45周年記念、貯金残高500億円必達大会を開催
平成23年	トレーサビリティに対応した「農業ナビゲーションシステム」を導入
平成25年	農産物直売所「グリーンハウス」開店10周年。「やっちキャロットドレッシング」新発売
平成26年	やちよの梨100周年
平成27年	合併50周年記念大会、JA祭り開催。合併50周年記念誌発行
平成28年	本店リニューアルオープン。農婚（農家婚活支援イベント）開催
平成29年	直売所でJAカード使用時に5%割引となるサービスを開始

Ⅷ. 店舗等のご案内

店舗名	営業日・休日等			住所	電話番号 (局番 047)	ATM
	平日	土曜日	日曜・祝日			
本店	8:30～17:00	8:30～12:00	—	大和田新田 640-1	450-3711	1台
睦支店	8:30～17:00	—	—	島田台 738-13	450-2004	1台
阿蘇支店	8:30～17:00	—	—	米本 1955-2	488-2247	1台
勝田台支店	8:30～17:00	—	—	勝田台 2-7-7	482-9120	1台
大和田支店	8:30～17:00	—	—	大和田 777	482-7158	1台
ハウジング ギャラリー	9:30～18:00 水曜定休	9:30～18:00	9:30～18:00 祝日休業	ゆりのき台 4-9-3	481-3700	
経済センター	8:30～17:00	8:30～17:00	—	大和田新田 640-1	459-8126	
農機センター	8:30～17:00	8:30～12:00 第2土曜定休	—	大和田新田 647-1	459-2311	
グリーンハウス ゆりのき店	9:30～18:00 休日：毎月第一水曜日			大和田新田 640-1	489-4147	
グリーンハウス 勝田台店				勝田台 2-7-8	485-1365	

※1 本店・各支店の信用事業窓口営業時間は、平日8:30～15:30です。

※2 各店舗における年末年始等の長期休暇及び臨時休暇等については、
当JAでの店頭掲示やホームページ等でご案内しております。



DISCLOSURE 2018

発行 八千代市農業協同組合
住所 〒276-0046 千葉県八千代市大和田新田 640-1
電話 047-450-3711(代)
<http://www.ja-yachiyo.or.jp>